

教育民生常任委員会 記録

1 開会日時 令和6年6月24日（月）午前10時00分開会

2 開会場所 三次市役所本館6階604会議室

3 事 件

議案第58号 三次市税条例の一部を改正する条例（案）

議案第59号 三次市特別災害被害者に対する市税等減免の特別措置に関する条例の一部を改正する
条例（案）

議案第60号 三次市特別養護老人ホーム設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）

議案第61号 三次市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する
条例（案）

議案第62号 三次市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例
の一部を改正する条例（案）

議案第64号 三次市はらみちを美術館設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）

議案第63号 三次市立学校設置条例の一部を改正する条例（案）

議案第72号 動産の買入れの契約について

議案第73号 動産の買入れの契約について

4 出席委員 新田真一，月橋寿文，重信好範，藤岡一弘，増田誠宏，國重清隆，片岡宏文

5 欠席委員 なし

6 説明のため出席した職員

【市 民 部】上谷市民部長，藤田課税課長，奥野市民税係長，山本資産税係長

【福 祉 保 健 部】影山福祉保健部長，山口高齢者福祉課長，佐藤高齢者福祉係長，竹田介護保険係長

【子育て支援部】松長子育て支援部長，柳保育課長，小林保育係長

【教 育 部】宮脇教育部長，豊田教育部次長，山西社会教育課長，山岡文化学習係長，

渡部教育企画課長，今井教育企画係長，向井学事係長

7 議 事

午前10時00分 開会

○新田委員長 皆さんおはようございます。ただいまから教育民生常任委員会を開会いたします。ただいまの出席委員数は7名であります。全員出席ですので、委員会は成立しております。本日の日程及び審査の方法につきましては、タブレットの教育民生常任委員会の令和6年6月定例会のフォルダにございます、審査順の通り行いたいと思います。十分な審査を効率的に行っていききたいと思いますので、円滑な進行に皆様のご協力よろしく願いいたします。

それでは、審査に入ります。議案第58号「三次市税条例の一部を改正する条例（案）」について、市民部に係る審査を行います。なお、中継の都合上、説明及び答弁は着座のままお願いします。提案理由の説

明を求めます。

上谷市民部長

○上谷市民部長 課税課が所管いたします、議案第 58 号「三次市税条例の一部を改正する条例（案）」についてご説明いたします。説明は、提出させていただいています資料に沿って説明させていただきます。

最初に、本条例改正案の改正理由について説明します。本改正案は、私立学校法の一部を改正する法律が令和 5 年 5 月 8 日に公布されたこと、及び公益信託に関する法律が令和 6 年 5 月 22 日に公布されたことに伴い、改正をするものです。条例施行日は、第 56 条は令和 7 年 4 月 1 日、附則第 4 条の 2 は公益信託に関する法律の施行の日の属する年の翌年の 1 月 1 日となります。

次に、改正内容の要旨について説明いたします。第 56 条の改正は、私立学校法第 64 条を第 152 条に改め、第 2 項が追加されたことに伴う条項ずれを整理するものです。附則第 4 条の 2 の削除は、本来、政省令に準拠する課税標準の規定であるため、条例から削除されたことに伴い、条例から削除するものです。以上で説明を終わります。よろしくご審査の上、ご可決いただきますようお願い申し上げます。

○新田委員長 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○新田委員長 ないようでしたら、以上で議案第 58 号の審査を終わります。

次に、議案第 59 号「三次市特別災害被害者に対する市税等減免の特別措置に関する条例の一部を改正する条例（案）」の審査を行います。提案理由の説明を求めます。

上谷市民部長。

○上谷市民部長 同じく課税課が所管いたします、議案第 59 号「三次市特別災害被害者に対する市税等減免の特別措置に関する条例の一部を改正する条例（案）」についてご説明いたします。説明は、提出させていただいています資料に沿って説明させていただきます。

最初に、本条例の改正案の改正理由について説明します。本改正案は、三次市税条例の一部を改正する条例が令和 6 年 4 月 1 日に施行されたことに伴い、関係条例である、三次市特別災害被害者に対する市税等減免の特別措置に関する条例の一部を改正するものです。条例施行日は公布の日となります。

次に、改正内容の要旨について説明いたします。第 11 条の改正は、市民税、固定資産税、特別土地保有税、都市計画税のそれぞれについて、三次市税条例において、職権による減免を可能とする規定が追加されたことに伴い、改正をするものです。以上で説明を終わります。よろしくご審査の上、ご可決いただきますようお願い申し上げます。

○新田委員長 質疑を願います。

藤岡委員。

○藤岡委員 それでは、1 点お聞きします。今回の条例の改正についてなんですが、大規模地震があったときにですね、ここの資料にもある通り、減免適用ができずにですね、被災者の方に負担が生じるという

ことが可能性としてあるということで、改正を行うこととあったとあるんですが、体制についてですね、今回条例を改正した後、例えば、大きな災害が起きて、ここに適用しようとした場合の職員も含めて、その部署としての体制が整っていくのかというところなんですけれども、それをどのように今後、このやり方も含めて職員の体制づくりに対してどのように取り組まれようとしているのかというところを教えてください。

○新田委員長 藤田課税課長。

○藤田課税課長 もし大規模災害が起こった後の職員の体制ということでございますが、災害対策本部で全庁的な体制をとっておりますので、課税課だけということではなく、全員で当たっていきます。課税課の所管としましては、罹災証明の発行という大きいものがございまして、これを迅速に発行したり対応するためにも、今回の改正が必要だというふうに考えております。

○新田委員長 上谷市民部長。

○上谷市民部長 平成30年の7月豪雨災害のときにおいてはですね、課税課で対応できたんですね。だから災害の規模によってはですね、当然他市町へ応援することもあるんだろうと思うんです。特に罹災証明等はですね、スピードを要する事務になりますんで、一刻も早く被災された方へその罹災証明を届けていくというのが我々の使命になってきますんで、その段階では、人が足りないということになれば、当然、たちまち応援していくというような体制を引かざるをえないんだろうというふうに思います。

○新田委員長 藤岡委員。

○藤岡委員 もう1つですね、先ほど言われた中で改正後のところにおいてですね、ただし市長がこの該当する方がですね、該当する理由が明らかでありかつ市民税を減免する必要があると認める場合はこの限りではないというところであるんですが、ここについて、明確な基準というものがあるのかということを開かせてください。

○新田委員長 上谷市民部長。

○上谷市民部長 その基準というのはですね、基本的には激甚災害が基準になってきます。その指定を受けるというのはですね、ただし、そこまで至らなくてもですね、例えば県知事が指定するような災害とか、そういったものも含むというような条例になっておりますんで、基本原則は激甚災害を基準としております。災害救助法の適用です。

○新田委員長 他にありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○新田委員長 ないようでしたら、以上で議案第59号の審査を終わります。市民部の皆さん、ありがとうございました。ここで説明員が入れ替わりますのでしばらくお待ちください。

(市民部退出、福祉保健部入室)

○新田委員長 次に、「議案第60号三次市特別養護老人ホーム設置及び管理条例の一部を改正する条例

(案)」について、福祉保健部に係る審査を行います。提案理由の説明を求めます。

影山福祉保健部長。

○影山福祉保健部長 委員の皆様おはようございます。それでは福祉保健部から、「議案第 60 号三次市特別養護老人ホーム設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）」について、ご説明申し上げます。

このたびの改正は、国において、介護保険法に規定する指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示が公布されたことから、本市の関係条例である、三次市特別養護老人ホーム設置及び管理条例を改正しようとするものです。

改正する箇所は、条例の「別表中の 2 居住または滞在に要する費用」でございます。具体的には、短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護及び介護福祉施設サービスに係る居住または滞在に要する 1 日当たりの費用を、拠出区分ごとに、国の基準通り 60 円引き上げようとするものです。介護保険施設への入所やショートステイを利用した際の居住費、滞在費、食費の費用は自己負担であり、施設等利用者との契約により決められていますが、これらの提供による提供に要する平均的な費用の額である基準費用額は、介護保険法により厚生労働大臣が定めることとされております。令和 6 年 8 月 1 日から、この基準費用額の居住または滞在に要する費用部分が引き上げられるため、本市においても、この費用額も同日の施行として改正するものです。なお、この改正による対象施設は作木町にあります、特別養護老人ホーム江水園（こうすいえん）です。以上、「議案第 60 号三次市特別養護老人ホーム設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）」についてのご説明とさせていただきます。よろしくご審議いただき、ご可決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○新田委員長 質疑をお願いします。

藤岡委員。

○藤岡委員 では、2 点ほど質問をさせていただきます。今回ですね、介護保険施設への入所であったり、ショートステイであったり、その利用費というのが 1 日当たり 60 円上げられるという改正であるんですけども、該当する施設が作木の 1 箇所ということで今説明をいただきました。

まず 1 点目なんですけれども、どれぐらいの人数の方に影響があるのかなというところで、現在市が把握されている今回の条例の改正によって、何名ぐらいの方に影響があるのかというところをどのように分析されているのかを 1 点目お聞きしたいと思います。

2 点目ですね、1 日 60 円ということで、確かに 1 か月にしたら 1,800 円、年間にすると 20,000 円少しになってくるかと思うんですけれども、やはり値段が今社会情勢の中で、この改正に対してはですね、ある程度理解は必要なところもあるんですけれども、やはり価格が上がるということに対して心配な利用者の方々またはご家族の方々もいらっしゃるかと思うんです。そういう相談体制の準備というのは、部署の中でされているのかということをお聞きしたいと思います。以上 2 点、お願いいたします。

○新田委員長 影山福祉保健部長。

○影山福祉保健部長 江水園への入所の方でありますけども、人数で言えば、従来型個室 28 部屋ございますけども、こちらに 28 人、それから多床室が 1 部屋 2 人となっております。短期入所生活介護では、多床室が 4 部屋で 10 人となります。この 4 部屋の内訳は、3 人部屋に 2 人ずつ、それと 1 部屋に 4 人となっております。

○新田委員長 山口高齢者福祉課長。

○山口高齢者福祉課長 もう 1 点のところですが、相談体制というところですが、やはり、この 8 月 1 日から増額するにあたっては、施設の利用者の方及びそのご家族の方に対して、事前に説明がなされて必ず同意というものが、契約ですので必要となってきます。そういった意味で議会の方でご承認いただきましたら、契約者ですね、利用者と指定管理者の方で、利用者の経済状況も踏まえてですね、利用者への丁寧な説明を市の方でも指定管理者の方をお願いをしたいというふうに思っております。直接的には、指定管理者と利用者との間で話し合いをしっかりとさせていただくということになります。そこでご不明な点とかあれば、もちろん高齢者福祉課の方でもご説明させていただくということになります。

○新田委員長 他にありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○新田委員長 ないようでしたら、以上で議案第 60 号の審査を終わります。福祉保健部の皆さん、ありがとうございました。ここで説明員が入れ替わりますのでしばらくお待ちください。

(福祉保健部退出、子育て支援部入室)

○新田委員長 次に、「議案第 61 号三次市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例(案)」について、子育て支援部に係る審査を行います。提案理由の説明を求めます。松長子育て支援部長。

○子育て支援部長 「議案第 61 号三次市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例(案)」についてご説明いたします。改正の概要につきましては、令和 6 年 6 月三次市議会提案議案の内容一覧表の方に記載してございます。

今回の提案理由は、国の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、関係条例である三次市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正しようとするものでございます。

改正内容に入る前に、本基準条例について少しご説明いたします。本基準条例は、市の認可事業として、家庭的保育事業等が満たすべき設備及び運営に関する基準を、国の基準を踏まえて定めたものでございます。条例名にあります家庭的保育事業等とは、家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業の 4 つの事業のことをいい、主に 0 歳から 2 歳までの保育を提供しております。三次市で実施している事業は、事業所内保育事業が 2 件、小規模保育事業が 2 件で、家庭的保育事業及び居宅訪問型保育事業の実施はございません。

では改正内容に入ります。今回の主な改正内容は、保育所等における満3歳児及び満4歳以上児の職員配置の最低基準について見直しが行われたことによる改正です。第29条他3条において、満3歳以上、満4歳未満の園児、概ね20人につき1人以上の職員を置くこととされているところを、概ね15人につき1人以上にするように改め、満4歳以上の園児概ね30人につき1人以上の職員を置くこととされているところを、概ね25人につき1人以上とするよう改めるものです。また、附則において、保育士及び保育従事者の配置に鑑み、保育の提供に支障を及ぼす恐れがあるときは、当分の間、規定を適用しないとする経過措置を設けるものでございます。以上が主な改正内容となります。なお、施行日は公布の日からいたします。よろしくご審査いただきますようお願いいたします。

○新田委員長 質疑をお願いします。

片岡委員。

○片岡委員 2点お伺いをさせていただきたいと思います。今回満3歳以上ということでありましたけれども、3歳未満につきましては、おそらく今6人に1人の割合だと思うんですけども、今後これが改正される予定があるのかどうかというのと、もう1つ経過措置をとるということでもありますけれども、この経過措置の考えですね、いつまでとか期間とか、そういったことがわかれば教えてください。

○新田委員長 柳保育課長。

○柳保育課長 まず、1点目の2歳児、1歳児の6人が改正になるかというご質問でございますけれども、今のところそういう話は来ておりません。改正の方は国の基準に従っておりますので、あれば変えていこうと思っておりますけど、今のところありません。経過措置についてでございますけれども、経過措置についてはこれも国の基準に従っておりますけれども、当分の間ということで、経過措置になっておりますので、期間等については、まだはっきりしたものがございません。

○新田委員長 他にございますか。

増田委員。

○増田委員 今回の条例改正につきましては3歳以上の部分の園児に対しての配置基準、保育士の配置基準の変更という部分なんで、ここに記載されている事業所、保育所を見させていただきますと該当ないということで説明でもそのようにあったようには記憶します。なんですけれども、この保育所におきまして、来年度以降もこの本条例の対象になることはないっていう部分でよろしいのか確認の意味でお伺いします。そのような動きがあるのかないという部分でお伺いします。

○新田委員長 松長子育て支援部長。

○松長子育て支援部長 基本的に家庭的保育事業等は0歳から2歳ということになりますけれども、例えば年度途中で満3歳になった場合は、その年度末まではそこにいられるというものがございます。また3歳以上を受けることができるというものもございまして、それにつきましては、全国の小規模保育事業において、市町村がニーズに応じて柔軟に判断できるようになったのが令和5年4月でございます。ただ、

誰でもというわけではございませんで、例えば、過疎地や僻地などで近くに保育所等がないという場合であるとか、兄弟で別々の施設に通園せざるをえないという場合であるとか、あるいは集団生活を行うことが困難な児童というような場合に、保育の体制整備の状況であるとか、その他の地域の状況を勘案して、3歳以上児の保育が必要なときに受け入れることができる、市町村の判断でということになりますので、来年度につきましてはまた新たな状況が発生する可能性もあると思いますので、それについてはその都度、市町村で判断していくということになろうかと思います。

○新田委員長 増田委員。

○増田委員 これちょっと再度確認なんですけど、この条例適用が来年度以降、適用になる可能性があるという状況なのかどうか、現時点ではないのかなと思ったんですけど、ちょっと今の説明によるとあるのかなと思うんですけど、これ条例適用がある可能性があるのかどうかちょっと再度お伺いします。

○新田委員長 松長子育て支援部長。

○松長子育て支援部長 今、先ほどご説明いたしましたように、もしもその3歳以上のニーズが出てきて、そういった児童が発生して、市町村でその判断が必要であるというような判断をした場合はこの条例を適用する所も出てくるという可能性はございます。

○新田委員長 増田委員。

○増田委員 では適用の可能性があるという部分で理解したんですが、その場合、この条例が適用できるように配置基準等を割と大きな人数なんで、15名につきとかいう部分なんで適用になることはない、これが問題なることはないんだろうと思うんですけど、確認の意味で、この条例が適用になった場合、その条例にのっとって配置等できるような体制になっていくのか、その辺りちゃんと保育所と連携を持ってされているのか、お伺いします。

○新田委員長 松長子育て支援部長。

○松長子育て支援部長 この条例はあくまでも家庭的保育事業等の施設につきましてということですので、家庭的保育事業等、例えば小規模保育事業であるならば、定員が19人以下ということになります。従って、3歳以上の受け入れができるといいましても、数名の範囲であろうかと思いますが、この条例適用した、執行された後でも、大きな問題となるような状況は出てこないものと見込んでおります。

○新田委員長 その他ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○新田委員長 ないようでしたら、以上で議案第61号の審査を終わります。

次に、「議案第62号三次市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例(案)」の審査を行います。提案理由の説明を求めます。

松長子育て支援部長。

○松長子育て支援部長 「議案第62号三次市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する

基準を定める条例の一部を改正する条例（案）」についてご説明いたします。

今回の提案理由は、国の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準等の一部改正に伴い、関係条例である三次市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正しようとするものです。

本基準条例についても少しご説明いたします。認可を受けた施設及び事業が、公的な財政支援の対象になるためには、市の確認を受ける必要があります。確認のための施設及び事業の満たすべき基準を国の基準を踏まえて定めたものが本基準条例です。条例名の特定教育保育施設とは、保育所、幼稚園、認定子ども園のうち、市の確認を受けたものを言い、本市におきましては、保育所が2施設、認定子ども園が1施設あります。また、特定地域型保育事業とは、家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業のうち、市の確認を受けたものを言い、本市におきましては、事業所内保育事業が2件、小規模保育事業が2件ございます。

では、改正内容についてご説明いたします。第23条（掲示等）の改正ですが、施設の重要事項については、書面掲示が義務づけられていますが、これに加えて、インターネットを利用して、公衆の閲覧に供しなければならないこととするよう改めるものです。次の第53条（電磁的記録等）の改正につきましては、磁気ディスク及びCD-ROM等の使用による記録の交付を定めた規定において、媒体の種類を示さない形の電磁的記録媒体に文言を改めようとするものです。以上が改正内容となります。なお、施行日は公布の日からといたします。よろしくご審査いただきますようお願いいたします。

○新田委員長 質疑をお願いします。

増田委員。

○増田委員 個別に電磁的記録媒体に変わるという部分ですが条例上、これは具体的に現行において保育所のホームページとかで、持っておられるところへ出すのかなと思うんですけど、具体的にはどういうふうになるのかちょっとイメージ的に掴みにくい部分があるんです。若干補足で説明いただければと思います。

○新田委員長 松長子育て支援部長。

○松長子育て支援部長 この第53条の改正でございますけれども、この第53条は、保護者の利便性の向上と事業者の業務負担軽減等の観点から、事業者が作成保存を行うものや、それから保護者との間の手続き等に関連するものについて、書面に加えて、電磁的方法による対応も可能であるというような内容の規定になります。これまでは、CD-ROMであるとか磁気ディスクといった、この名称、種類を示すもので表現しておりましたけれども、技術中立性、いわゆる特定の技術を他の技術より優遇しないものという技術中立性を明らかにする観点から、その媒体の種類を示さない形の電磁的記録媒体という文言に改めるというものでございます。文言の適正化を図るという観点で改正されたものでございます。

○新田委員長 他にありませんか。

藤岡委員。

○藤岡委員 私も先ほどの増田委員のところでちょっとイメージが掴めないところがあったので確認も含めてですね、この1番目の第23条の掲示等について質問させていただきます。ここではですね、いわゆる施設の情報に対して、インターネットを利用して、皆さん講習の場で閲覧を供しなければいけないということで提示してくださいということだと思うんですけども、媒体はわかったんですけど手段について、これは独自で例えばホームページ等を用意しないといけないのか、他にもありますよね、例えば三次市のホームページで紹介してるものもあれば、そういう保育連盟みたいところで紹介されている内容もあると思うんです。つまり、この方法については独自に用意しなければいけないのか、それとも、いわゆる他の手段、他の連盟とか、他の協会のホームページで紹介されてるものも有効なのかというところがごめんなさい、ちょっと私イメージが掴めなかったので、もしそうすると独自のホームページを用意しなければいけないという負担も発生するんじゃないかなと思ってですね、確認という意味で質問をさせていただきます。

○新田委員長 柳保育課長。

○柳保育課長 先ほどの件なんですけども、独自でホームページを作られているところもありますし、例えば国が整備した、子ども・子育て支援情報公表システム、ここでサーチとかですね、そういうものを利用して保育所の情報発信、重要なものっていうのを掲示するような形でいろんな発信の仕方があると思うんですけど、ホームページを作られてる方もところもありますし、こういうところに載せて、発信してるところもありますし大体ホームページを作られてるところが多いですけども、そういうところで情報を発信していくという、書面掲示だけではなくて、そういうところで重要なものを掲示していくというような、いろんなやり方があります。

○新田委員長 その他ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○新田委員長 ないようでしたら、以上で議案第62号の審査を終わります。子育て支援部の皆さん、ありがとうございました。説明員が入れ替わりますのでしばらくお待ちください。

(子育て支援部退室、教育部社会教育課入室)

○新田委員長 それでは次に、「議案第64号三次市はらみちを美術館設置及び管理条例の一部を改正する条例(案)」の審査を行います。提案理由の説明を求めます。

宮脇教育部長。

○宮脇教育部長 それでは、「議案第64号三次市はらみちを美術館の設置及び管理条例の一部を改正する条例(案)」についてご説明いたします。

本案は、現在、教育部が直営で管理しております、はらみちを美術館を指定管理に移行していくにあたり、関係条例である、三次市はらみちを美術館設置及び管理条例の一部を改正しようとするものでござい

ます。

その内容は他の指定管理施設と指定期間の終期を統一し、令和12年3月31日までとするものでございます。施設の概要につきましては、添付資料をつけておりますのでご覧ください。以上で説明を終わります。よろしくご審議の上、ご可決を賜りますようお願い申し上げます。

○新田委員長 質疑を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○新田委員長 ないようでしたら、以上で議案第64号の審査を終わります。ここで説明が入れ替わりますのでしばらくお待ちください。

(教育部社会教育課退室，教育部教育企画課入室)

○新田委員長 次に、「議案第63号三次市学校施設条例の一部を改正する条例(案)」について、教育部に係る審査を行います。提案理由の説明を求めます。

宮脇教育部長。

○宮脇教育部長 それでは、「議案第63号三次市立学校施設条例の一部を改正する条例(案)」について、ご説明申し上げます。

本案は、三次市立小童小学校を令和7年4月1日から三次市立甲奴小学校に統廃合することに伴い、関係条例である三次市立学校設置条例の一部を改正しようとするものでございます。その内容は、別表第1中、三次市立小童小学校の名称及び位置を削るものでございます。また、附則において、三次市体育施設設置及び管理条例の一部を改正しようとするものでございます。その内容は、議案の2ページ目になりますが、別表第1の説明書について、小童小学校屋外運動場夜間照明施設を旧小童小学校屋外運動場夜間照明施設に、別表第3の施設使用料を定める夜間照明施設の名称について、小童小学校屋外運動場を旧小童小学校屋外運動場に名称を改正しようとするものでございます。

続きまして、議案に関連する小童小学校の統廃合に至る経過等を説明させていただきます。説明資料をご覧ください。最初に説明資料の中段、小童小学校の児童数と学級数の推移を説明いたします。児童数は、平成16年には43名でしたが、その後減少をたどり、令和5年度は16名、今年度は8名となっております。学級数は、平成16年には通常の学級4学級でしたが、平成24年度以降は、全学年複式の完全複式3学級の状況で、本年度は1学年及び2学年が不在で、通常の学級2学級、特別支援学級が2学級となっております。

次に、上段の統廃合に関する協議の経過についてご説明いたします。教育委員会では、令和4年3月に策定いたしました、三次市立小中学校の規模及び配置の適正化についての基本方針に基づき、取組対象となる学校の保護者や地域に対して情報提供、意見交換を行って参りました。小童小学校についても、保護者会や住民自治組織である、小童地区振興協議会との意見交換や協議を重ねて参ったところでございます。令和5年4月には、保護者会の取組により、全家庭へのアンケート調査が行われ、その結果をもとにした

協議が主体的に行われました。令和5年8月7日の保護者会では、教育委員会からも出席し、統合に向けた協議を早期に進めていくことが保護者の総意として決定されました。この保護者の総意による決定は大変重いものと受けとめ、小童地区振興協議会役員との協議を重ね、本年2月4日と3月14日に地域説明会を開催し、保護者からの思いも直接伝えていただきながら、地域の皆様の理解をいただく取組を進めて参りました。説明会では、地域にとってシンボルである小学校が閉校となることに対して、様々な意見が出されました。しかしながら、3月14日の会では、保護者の思いを受けとめ、子どもたちの成長を願う中で、教育環境を整えていくことが重要であるということなどから、令和7年4月から甲奴小学校に統合することについてご理解をいただいたところでございます。その後、3月28日に小童小学校保護者会長及び小童地区振興協議会会長の連名による小童小学校の統廃合と、地域活性化への行政支援を求める要望書が市長及び教育長に提出されました。また、4月17日には、統合先となる甲奴小学校PTA総会に、教育長と関係職員が出席し、甲奴小学校の保護者の皆様に、経過の説明と統合への協力をお願いをし、受け入れへの理解をいただいております。こうした経過を踏まえ、4月22日の教育委員会会議に小童小学校の統合の議案を提案し、議決いただいている状況でございます。説明資料の2ページには位置図、3ページには小童小学校の配置図、現況写真をつけておりますので、ご覧ください。以上が議案第63号についての説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご可決いただきますようお願いいたします。

○新田委員長 質疑をお願いします。

片岡委員。

○片岡委員 今説明をいただきました。資料の方でも、協議経過の方を説明いただいたんですけども、この経過も非常に大事なことではあると思うんですけども、私は中身、保護者さんの意見であったりとか、地域の方のご意見がどんなことが出たのかっていうのが非常に大事じゃないかなというふうに思っています。その辺ちょっと出た意見を代表的なもので構わないので教えていただけないでしょうか。

○新田委員長 渡部教育企画課長。

○渡部教育企画課長 委員おっしゃいます通り、様々ご意見いただいておりますけども、例えば、早めに進めていかないと、人数が減ってからでは残った方の負担になるでありますとか、小童小には愛着がある、また、コミュニケーションの力をつけていく環境の中で学ばせていくことがよい、その他、今この状況のうちに、今後の望ましい環境について保護者で話し合ったものを理解していただきたい、それから、地域の方ですけれども、子どもたちのためにはどうすることがよいのか、子どもたちのことを第1に考えて欲しい、それから学校がなくなるのは寂しいけれども、子どもたちの現実を見ると仕方がない、こういった意見をいただいております。その他、施設のことですとか、送迎のことなどのご意見をいただいているところでございます。以上です。

○新田委員長 片岡委員。

○片岡委員 様々な意見があるというふうにお伺いさせていただきました。この中で保護者の方の対象で

すよね、これが在校生の保護者の方だけだったのか、これから入学される予定の、保育所であったりとか、そういったところの保護者の方は入ってなかったのかどうかと、あと地域の方っていうのは大体どのぐらいの対象の方で話をされたのか、お伺いします。

○新田委員長 宮脇教育部長。

○宮脇教育部長 保護者は在校生の保護者全員で10件です。あとこれからの方がですね、実は入る方がしばらくおられない状況ですので、保育所は甲奴保育所におられまして、今、1年生、2年生が0人ということなので、その保護者の方は入っておられません。在校生の保護者10名、保護者の方はそうです。地域の方は住民自治組織の方から関係のところへご連絡、各常会の方へまわしていただきまして、それでお見えになった方が来てくださっているということです。

○新田委員長 片岡委員。

○片岡委員 最後にもう1つ。最後、要望書が提出されたと思うんですけども、これが統合と地域振興に関するということなんですけども、統合はわかるんですけども地域振興、特に何か要望があったということでしょうか。

○新田委員長 宮脇教育部長。

○宮脇教育部長 要望書ですけれども、小童小学校の閉校後の地域活性化に関する検討とその実施に対しては、市行政関係部署の横断的な連携による支援をいただくことを強く要望しますというふうにいたしております。

○新田委員長 今の何か具体的な中身は特に触れてないということですか。

宮脇教育部長。

○宮脇教育部長 要望書のほうでは具体的中身は触れてございません。

○新田委員長 その他、質疑ございますか。

重信委員。

○重信委員 約13回会議を持たれております。先ほどの答弁より、地域との意見交換会もできたようです。しかしながら、今現在もですね、小童の児童が甲奴小学校へ数名登校しております。心配なのは、今後のスクールバス等の通学の仕方なんですけど、今の甲奴小へ通っている小学生もですね、小童の在校生と同様にスクールバスで通えるのか、保護者の意見をお聞きしたいと思います。以上です。

○新田委員長 渡部教育企画課長。

○渡部教育企画課長 スクールバスにつきましては、今委員おっしゃったことも含めまして、これから詳細につきまして保護者の皆様のご要望をお聞きしながら、その運行形態について調整していくこととなります。以上です。

○新田委員長 重信委員。

○重信委員 いろいろ今、合併当初43名いたんですが現在8名、これを機にですね、やっぱりどうですか

ね、転校したり、そういう児童はいたんでしょうか。以上です。

○新田委員長 宮脇教育部長。

○宮脇教育部長 これまでということによろしいですか。通学区域自由化の選択でありますとか、指定校変更の申し立てによって、現在小童小学校区域から甲奴小学校へ9名の生徒が就学している状況でございます。小童小学校区から甲奴小学校区へ9名の児童が就学をしております。

○新田委員長 重信委員。

○重信委員 その9名の方は、今現在は親の責任において「ゆげんき」まで、登校しているんでしょうか。

○新田委員長 宮脇教育部長。

○宮脇教育部長 そうです。

○新田委員長 その他ございますか。

増田委員。

○増田委員 その統合に関して校舎のことについてお伺いしたいんですが、ちょっと地理的な部分があるんで当然甲奴小、人数の関係で甲奴小が選ばれたと思うんですけど、そもそも論として、校舎に関しては甲奴小が、おそらく築50年ぐらいで、耐震的には古い基準ですよね、旧の耐震で小童小学校がちょっと資料が若干年数経ってるんで37年ぐらいかなと思うんですけど、建築後、これは新しい基準ですね、新しい基準で建てられている小学校ということで、小童小学校の方が新しい状況であります。そうした中で健全度、確かにちょっと健全度を見ると、各設備の建設を見ると甲奴小がいいんで、甲奴小の方がいいんじゃないかという考え方もあると思うんですけど、そもそも論として古い方の甲奴小を統合校とした理由についてご説明をお願いします。

○新田委員長 渡部教育企画課長。

○渡部教育企画課長 施設のことを申しますと、委員おっしゃいますように、小童小学校、甲奴小学校では小童小学校の方が新しいということになりますけれども、これにつきましては、地域の住民説明会でも学習環境についてのご心配の声をいただきました。委員も少しご紹介していただきましたが、甲奴小学校につきましては、平成22年度に耐震補強工事も行っているところでありまして、健全度につきましても甲奴小学校の方が良いということで、ご説明させていただきまして、ご理解はいただいているところであります。それから、小童小学校の方へは統合できないかということでございますけれども、物理的に現在の甲奴小学校の規模をですね、小童小学校の方に移すということは困難ということでございます。以上です。

○新田委員長 増田委員。

○増田委員 規模感とかで甲奴小を選ばれたという部分で理解しますし、健全度のご説明の通り、甲奴小の方が数値的にはいいんですけど、まずは築50年経過したっていう部分では相当設備の老朽化ってのも進んでいるんじゃないかと。実際にまで入って見てないんでわからないところではあるんですけど、そういった部分で健全度以上に老朽化が進んでないか、各設備等の老朽化というのは大丈夫なのか、そうした部分

で統合した後において、今後、改修とか改築とか考えていいかないのか、さらには先ほど、保護者からの意見、地域ですかね、意見の中で施設面がどうするんかとかいうのがちょっとご説明あったんですけど、施設名の要望に関して、その改修とか改築とかそういった部分、提言を統合において要望等なかったのか、お伺いします。

○新田委員長 渡部教育企画課長。

○渡部教育企画課長 設備につきましては、設備含めまして健全度調査を行った結果、甲奴小学校の方が高い、ということでございます。それから、今回の統合に当たりましては、甲奴小学校の安全面としましては、門扉がないこと、それから、プールの深さを仕切る柵がないので遊泳が心配だといったような施設面では、ご意見をいただいております。以上です。

○新田委員長 増田委員。

○増田委員 地域の意見の部分では理解しましたが、教育委員会の方の判断として設備面の改修等、その辺り 50 年というのは、十日市小の今回建替えについて事業を今検討していますが、十日市小よりも古い状況におきまして、そのあたり教育委員会として設備面では大丈夫、問題ないっていう認識なのか、再度お伺いします。その辺り今後改修等の計画等、今現時点で考えていないのかお伺いします。

○新田委員長 宮脇教育部長。

○宮脇教育部長 老朽化調査、細かい外壁でありますとか、内部のとか電気とか機械とか、それぞれ項目がありまして、それぞれの状況を総合的に見た調査でございますので、健全度としては今は大丈夫ということになっております。ただ、必要な修繕等はやっていく予定でございます。

○新田委員長 増田委員。

○増田委員 当然子どもたちの安全ために必要な修繕等はしっかり対応してもらいたいと思うんですが、ちょっと別な質問なんですけど、先ほど重信委員の方から通学に関して質問がありまして、現在、学区自由化の部分では保護者の責任で登校されてるという部分ですが、これ統合した場合、全体が甲奴小学校区になるんですけど、そうした場合これ今、小童小学校から甲奴小学校に通われてる児童は、学区自由化によって甲奴小に行くとるのではなくて、ただ単にもう指定校が甲奴小学校になって、指定校は甲奴小学校になってるから甲奴小学校に通うということに来年度から変更になるのか。そういう解釈でよろしいのかお伺いします。

○新田委員長 渡部教育企画課長。

○渡部教育企画課長 小学校として 1 つの学区になるということでございます。そういった関係で甲奴小学校へ通うということになります。

○新田委員長 増田委員。

○増田委員 ということは、現在親の責任において登校については親の責任でっていうのが学区自由化の立てりだったと思うんですけど、それはもう外れるっていうことでよろしいんですか。もう指定校なんで、

地元の学校へ通うという解釈でよろしいのか、再度お伺いします。

○新田委員長 宮脇教育部長。

○宮脇教育部長 令和7年度からは地元の学校に通うということになります。ただ、この統合した学校の事例では、保護者の要望を受けて、通学バス等運行しておりますので、今後におきましては保護者との協議はこれからになりますけれども、必要に応じてそのような措置をさせていただくことにはなると思います。

○新田委員長 その他、ございますか。

國重委員。

○國重委員 1点お伺いしたいんですが、小童小学校が廃校となるということですが、廃校になった経緯は今いろいろ聞かせていただきました。今後ですね、学校施設の利用ですよ、これは今こちらにあるように住民自治組織と協議を行い活用する、で、今教育委員会が施設を管理するとなっておりますが、施設利用について今後の状況をちょっとご説明いただきたいなと思いました。

○新田委員長 渡部教育企画課長。

○渡部教育企画課長 閉校後の小童小学校の施設の利用につきましては、小童地区の住民自治組織であります小童地区振興協議会を窓口、今後協議検討していくように考えております。以上です。

○新田委員長 國重委員。

○國重委員 民間の方から依頼がありましたら、これは基本的には教育委員会の方に申し出するというところでよろしいでしょうか。

○新田委員長 渡部教育企画課長。

○渡部教育企画課長 お話の方は教育委員会の方にいただければと思います。

○新田委員長 その他ございますか。

藤岡委員。

○藤岡委員 私からは1点質問させていただきます。先ほど、ハード面のところの質問、他の委員からも質問があったのでちょっとソフト面のところでですね、教育委員会としての考えをお聞きしたいことが1点ございまして、やはり規模の小さい学校の統廃合において、やはり地域の思い入れというのは強いと思うんです。学校によってはですね、例えば地域の伝統文化を受け、学校の中で教えられたり、または協力して地域の方々と授業であったり、または地域のことを学ぶということをされてきた、そういった歩みがあると思うんです。それが例えば統廃合によってなくなってしまうと、地元の方はとても寂しい思いじゃないかと思うんです。それを踏まえてですね、甲奴小学校に統廃合されてもですね、これまでの小童小学校での歩みを何か継続する、もちろんその文化であったりだとか伝統だとかあると思うんですけれども、それに対しては教育委員会としてですね、何か取り計らいをされるのか、先ほど説明された、おそらく要望書の内容、横断的な支援というのは、そういうところも含んでいるんじゃないかというふうに推測をする

んですけれども、教育委員会として、小童小学校の取り組みを統廃合の後も引き継ぐような取り組みを何かお考えでしょうか。1点お聞きします。

○新田委員長 渡部教育企画課長。

○渡部教育企画課長 統合後につきましては、小童地区におけるそういったこれまでの良い取り組みについては、甲奴小学校の方でも引き継いで、授業、その他の活動の中で取り入れていただくようになるかと思えます。以上です。

○新田委員長 その他ございますか。

月橋副委員長。

○月橋副委員長 3点お伺いします。まず今小童で特別支援学級も含めて、先生が見てくださってると思うんですけど、甲奴に移る場合に、その先生は、過去に宇賀小学校というのが閉校になったときにはですね、甲奴の方に、その子どもたちが卒業まで先生がついてきてくれたということがあったんですけども、その対応していただけるのか。それとあと、先ほど跡地利用の話があったんですけども、これ具体的にいつごろからちょっとどのように話を進めていかれるのか。あそこはですね、少年野球が練習として使っているのでナイター照明も含めて、今後どのようなになるのか。それと先ほど要望書が出ていると思うんですけども、この要望書で、もし保護者の方からの具体的な要望っていうのがあれば教えていただきたいと思えます。お願いします。

○新田委員長 渡部教育企画課長。

○渡部教育企画課長 1点目のことでございますけども、統合後につきましては、小童小学校の児童が安心して学べる環境に配慮していくことは必要であると考えておりますけども、教職員の人事につきましては、県教委の方で行われることでございまして、現在明確にお答えすることはできないところでございます。それから、跡地利用につきましては、地元の方では少しずつお話が進んでいるものと伺っておりますけども、本格的な利用方法などにつきましては今後、我々、それから地元、支所を含めて詰めていきたいと思えます。おっしゃっていただきましたように、少年野球のホームグラウンドになっているということも伺っておりますので、そういったところも調整しながらということになろうかと思えます。それから、要望書に具体的な中身があるのかということですかね。特に要望書の中ではですね、個別具体的なことについての要望はいただいていないというところでございます。

○新田委員長 月橋副委員長。

○月橋副委員長 先ほど先生の方、確定は難しいと思うんですけども、やっぱり要望していただいて、子どもたちもやっぱり学校が変わるとですね、不安もありますし保護者の方が多分一番不安だと思うので、できるだけそこを配慮していただきたいというふうに思えます。それと跡地利用に関しては、時間もかかると思うんですけども、やっぱり丁寧に進めていっていただきたいなと思えます。宇賀小学校のときでも1年以上を検討委員会とか実行委員会とかっていう形で協議をされたと思うんですけども、そこに対して

やっぱり丁寧にやっていただきたいというふうに思います。それと、要望ですね、これからも具体的に保護者の方も実際に近づいてくるとですね、こういったことをして欲しいというか、いろんなことが出てくると思うんで、そこも丁寧にやっていただきたいと思います。特にスクールバスの件に関しては、しっかり保護者の意見をですね、聞いていただきたいのは、今の小童小学校の生徒だけでなく、もうすでに小童から甲奴小学校へ通われてる、今、送迎を保護者の方でされてますけども、そこがどの形がいいのかっていうのはですね、スクールバスがいいのか、送迎がいいのか、それはやっぱり皆さんとちゃんと協議をしていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いします。

○新田委員長 その他ございますか。ないようでしたら、私からも数点お願いします。まず、今の人事の件がありましたが、今年度小童小学校には、統合前加配とかいった加配措置がされておりますか。統合後は統合後加配っていうのが甲奴へ多分つくというのが、今制度が変わっていたらですが、私が現役時代はそうでしたが、そういったものが用意されているのかというのが1点。あと、協議の経過がこちらに十分示されておりますけども、小童地区振興協議会役員と記載がございすけども、この対象となる役員さんは、どういった役職で何名なのか。それから、地域説明会において、関係者ということになるとおそらく小童地区振興協議会のメンバーの皆さんが集まってくるということになると思うんですけども、この小童地区振興協議会の構成ですよね、各常会とか、女性会とか、青年会とかいろいろあろうかと思うんですがそれをちょっと教えてください。

○新田委員長 渡部教育企画課長。

○渡部教育企画課長 2つ目のご質問の役員の構成、現在ちょっと詳細まで把握しておりませんが、地域の説明会の際には、振興協議会の役員また組長といった方にお声がかかっております。3月14日の説明会では13名程度、ご参加いただいている状況でございます。

○新田委員長 宮脇教育部長。

○宮脇教育部長 統合前加配はされていません。広島県の定数基準に満たないためということになっております。統合後は非常勤の講師がつく予定でございます。

○新田委員長 では経過について、大きい質問はですね、確かに地域保護者との経過を積み上げられてきているというのは、これを見ながら思いますけど、この経過が適切、最適であったのかということについてお尋ねしたい。というのは、現在対象校が市内6校7校ですかね、小学校、それぞれの地域へ、多分令和4年度に方針決定されて、小童は5月、8月、11月とこう説明されてはいますが、他の地域でも多分これは、日程はずれるかもしれませんが同様に行っておられると思うんです。そのあと、それぞれの地域で、いろんな話し合いが持たれているというのは、教育委員会として把握されていると思うんですが、その意味で、小童を見たときに最適、適切かどうかという見解を伺いたいんです。なぜそれを言うかという、地域へは、令和4年8月1日からずっと、ほぼ1年を過ぎて、学校の保護者会で大筋決めましたというのは、私は最適ではないというふうに考えるんですが、他の地域の状況等と比べて、教育委員会として

どうお考えですか。

○新田委員長 宮脇教育部長。

○宮脇教育部長 小童小学校のみならず、三次市立小中学校の規模及び配置の適正化についての基本方針に基づきまして、先ほどおっしゃっていただきましたように、令和4年度から協議を始める目安となった、小学校の保護者や地域の皆さん方へ情報提供と協議を進めてきたところでございます。小童小学校につきましては、私どもの目安となるというようなことを受けまして、4月に保護者会の取組によってアンケート調査が行われました。そして、先ほど申し上げましたけれども、8月7日の保護者会で、保護者の総意として、統合に向けた協議を進めて欲しいということをいただきました。これを受けて、本年2月から私どもの方も入らせていただきました。この間地域と保護者の中でも協議もされてきておりますし、やはり学校の統廃合というのは、本当に慎重に丁寧に取り扱うべき課題だというふうに思っております。保護者や地域の皆さんには、それぞれ違った立場や幅広い世代で自分ごととして議論していただいたというふうに感じております。その間、意見の食い違いでありますとか、思いの違いもあったように聞いておりますけれども、しかしそれを乗り越えて、最終的には苦渋の決断ではあったと思いますけれども合意していただいたということでございます。これが最適かどうかというような判断は、ちょっと私どもにはしかねますけれども、地元の皆さん方が自分ごととして一生懸命考えてくださったその中で、私どもも入らせていただいて、協議をまとめてきたということだというふうに思っております。

○新田委員長 おっしゃる通り、地域住民にとっては学校がなくなるというのは極めて大きな問題ですよ。その意味でちょっと今、令和4年の各対象校への説明、小童では5月、8月、11月と、保護者、地域へ、そして私さっき8月9日まで地域への話し合いはないと言ったんですけども、今、部長の説明では、この間も地域と保護者が協議を重ねられたと。そこへ教育委員会も出向いたと言われましたが、ここに記録がないのがあるんですか。

○宮脇教育部長 いえ、私たちが出向いたのはここに書いてあるものです。8月、ここに書いております教育委員会が行ったものはここに書いてあるものでございます。

○新田委員長 令和4年の11月8日、保護者との意見交換会を最後に、あと教育委員会は4月、6月、8月と、学校保護者会との協議はされてますがその間、地域と保護者の皆さんが話し合われたというご報告だと思うんですが、そこらは何回ぐらい、どのようだったかというのがわかりますか。

○新田委員長 宮脇教育部長。

○宮脇教育部長 回数等は聞いておりませんが、話をしていただいたということは聞いております。

○新田委員長 私がご質問したこの経過を見ての理由はですね、他の地域はここで随分、全部じゃないかもしれませんが、地域と保護者が学校についてどうするかという協議を重ねられている地域がいっぱいご存じだろうと思うんです。これをこのまま計画報告等を読むと、学校で決めました、地域のご理解よろしく願いますっていうのは8月9日から始まっている。地域にとって重要な問題であるという認識の上

なら、お話があった令和4年から、地域と保護者がしっかりと苦渋の選択になるという状況、いろんな意見があるのも含めれば、話し合いを重ねるべきだろうと。とりわけここに保護者アンケートの実施っていうのが書かれていますが、先ほどあったように、これから就学予定の保護者、あるいは地域の若い方、そういったのも含めてアンケート取ったらどうだというような話し合いがもしも地域が加わっていたら、あったってしかりじゃないかと思うんですが、もう一度聞きますが、仮に令和4年4月から8月の間、年度も変わりましたが、地域の役員さんと保護者が、こういった議題で集まったとか、ここでこういったので意見が分かれたとか、そういった把握は具体的には思い出していただいて、何件ぐらい、中身まで思い出せたらお願いしたいんですがいかがでしょうか。

○新田委員長 宮脇教育部長。

○宮脇教育部長 大変申し訳ございません。私、令和5年4月から教育委員会に来ておりまして、私自身が参っておりませんので、ちょっと申し上げるのは難しいかというふうに思います。ただ、いずれにいたしましても、保護者の方が、いろいろ思われてアンケートも取られて、それに関して地域の方も、やはり子どものためには統合はやむを得ないということで、このたびの確認をされたということでございます。

○新田委員長 しつこいようなんですけど、この経過だけ読めば、見ればですよ、学校が決めた、保護者が決めたんだ、地域ご理解願います、令和5年8月から説明を受けて、11月から地域の皆さんがいろいろご相談して、2月と3月に説明会を開かれて合意したという筋道に見えます。他の地域そうじゃないんじゃないですか。もっと地元と保護者が話し合いを重ねて、地元と保護者がしっかりと練り上げて、そして最後の決断として、地域もわかった、保護者の総意もこうなったという形で教育委員会へ報告する。そういう筋道でないと、親が先に決めたらいいんだという印象を、この経過から見たら誤解招きませんか。私はそれを心配します。

○新田委員長 宮脇教育部長。

○宮脇教育部長 地域の皆様には、その経過に書いてございますように、この基本方針ができてから情報提供もさせていただいております。それを受けて保護者の方がアンケートを取られて、地域の方と話し合っていて、この結論に達したということでございます。プロセスは学校ごとにそれぞれ異なるものだろうというふうにも思いますので、この中でやはり一番大事なのは、地域や保護者の皆様それぞれが子どもたちのことを真剣に考えていただいて、議論をしていただき、この結論をいただいたということだというふうに感じております。

○新田委員長 これ以上結構ですが、こういった経過が、あと市内では6箇所、7箇所、8箇所、9箇所って起こってくるということですよ。そういう意味で、今の経過をしっかりと踏まえていただきたいという思いでした。それでは、ないようでしたら以上で議案第63号の審査を終わります。

次に、「議案第72号動産の買入れの契約について」の審査を行います。提案理由の説明を求めます。

宮脇教育部長。

○宮脇教育部長 それでは、「議案第 72 号動産の買入れの契約について」ご説明申し上げます。

本案は、市内小中学校学習机、椅子、エリア 1 の購入につきまして、8 社による指名競争入札を実施し、仮契約を令和 6 年 6 月 10 日に 2,495 万 5,920 円で、有限会社文陽堂と締結いたしました。よって、三次市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第 3 条の規定により、市議会の議決を求めようとするものでございます。2 ページ目には、エリア 1 の対象学校と数量数を記載しておりますので、ご覧ください。また、説明資料といたしまして、購入予定の机、椅子のカタログをつけておりますので、ご覧ください。以上で説明を終わります。よろしくご審査の上、ご可決いただきますようお願い申し上げます。

○新田委員長 質疑をお願いします。

増田委員。

○増田委員 今回、動産の買入れ契約ってということで資料も添付していただいておりますが、入札状況に関して落札率 48.8%で 50%切ったような状況でありまして、財政的には非常にある意味良いことではあったと思うんですけど、一応確認なんですけど、規格で決まってるんで大丈夫だと思うんですけど、確認の意味で、品質の確保という面では大丈夫なのか、1 点目として質問させていただきます。

2 点目として、大きく予定価格を下回ってるっていう部分で、入札業者のご努力もあったんではないかと思うんですけど、それを超えて予定価格の積算というのは適正だったのか公正だったのか、その辺りお伺いします。以上 2 点です。

○新田委員長 渡部教育企画課長。

○渡部教育企画課長 1 点目の品質確保の点でございますけれども、今回の購入に当たりましては、J I S 規格というものを指定させていただいておりますので、安定性ですとか強度・耐久性などの試験をクリアした製品を購入することでございますので、安全性については問題ございません。それから、予定価格につきましては、これまでの購入実績などももとに計上させていただいていたところでございます。以上です。

○新田委員長 増田委員。

○増田委員 購入実績で積算されたということだと思うんですけど、これメーカー希望小売価格でされたんか、実績でされたのかちょっとその辺わからないんですけども、どちらにしろ、おそらくこんなに大量に買う、仕入れをし大量に購入するってことはなかったと思うんで、これやっぱり予定価格の算出にあたっては他市の事例とかも見ましても、やっぱり購入数量の過多、大きいか小さいか減額率を定めるとかっていうふうに決められたともありますんで、これ担当部署がされるのか契約の部署の方でされるのかちょっとわかりませんが、そのあたり大きな購入をする場合、積算を適切にするということが必要なんではないかと思いますが、その辺り大量購入する部分において積算が十分できていたのか再度お伺いします。

○新田委員長 渡部教育企画課長。

○渡部教育企画課長 おっしゃいます通り、これぐらいの数量を大量に買うということがこれまでなかったところでございますが、予算ですとか予定価格の段階では先ほども申しました通り、これまで購入している価格を参考にした予定価格といったところで設定をしております、委員おっしゃいました大量購入することによる減額落札率のところは、見込んでなかったところでございます。以上です。

○新田委員長 増田委員。

○増田委員 今ご説明いただいた通りなんだろうとは思いますが、考えとしてはそうなんだろうと思うんですが、そもそも論として、この物品の購入に関して、内部の中で予定価格の積算とかそういった部分で、先ほど申しあげましたように、他市の事例では積算においては購入量において減額をする、減額率を掛けるとかというような規定もありますので、こういった内部において事務の取扱要領等、そういったあたりってのは定めてないのか再度伺います。

○新田委員長 宮脇教育部長。

○宮脇教育部長 先ほど課長申しましたように、一応掛け率を掛けたもので予定価格は出しておるものがございます。今回やはりスケールメリットがかなりあったというふうには認識しております。

○新田委員長 その他ございますか。

片岡委員。

○片岡委員 2点お伺いしたいと思います。今回かなりの数を変えられるということで、今使ってる机の後処理ですね、これがごみになるのか。結構な数ありますので、これがどうなるのかというのと、もう1個、今の規格、今使ってる机に対して、今回の規格はどのぐらい大きくなったのか、変わったサイズがあれば教えてください。

○新田委員長 渡部教育企画課長。

○渡部教育企画課長 更新する古い机、椅子につきましては、引き続き活用できるものは特別教室などで活用していただく等としております。また学校に余裕スペースがある学校につきましては当面、保管をさせていただきますして販売等も検討して参りたいと思います。その他につきましては、基本的に処分ということにさせていただければと思っております。規格につきましては今回、旧 J I S 規格のものはすべて入れ替えることになりますので、旧 J I S 規格だったものは新 J I S 規格のものに一回り大きくなるということでございます。

○新田委員長 宮脇教育部長。

○宮脇教育部長 補足としまして、5センチ、一回り 60センチ×40センチが 65センチ×45センチになるものです。

○新田委員長 片岡委員。

○片岡委員 本当に数が多い今回ものでありますのでしっかり有効活用していただきたいと思います。また5センチちょっと大きくなるということで、結構今でも、通路が狭い教室とかあったりとかすると思

うんですけどその辺大丈夫ですか。

○新田委員長 渡部教育企画課長。

○渡部教育企画課長 規格につきましては、それぞれの学校で確認しておりますので大丈夫でございます。以上です。

○新田委員長 その他ございますか。

○月橋副委員長 2点お伺いしたいんですけど、机の下のこの物入れが非常に薄いように思うんです。昔に比べて。それも含めてタブレットとか子どもたちの荷物も増えてると思うんですけども、その辺学校でちゃんと置けるようなこのスペースが確保されてるのかどうかというのと、先ほど古い机は、多分メルカリとかも出されると思うんですけど、大量に発生する場合はですね、やっぱりSDGsの観点からでもですね、譲渡会みたいなのをできればしていただきたいというふうに思うんです。昔の机、椅子っていうのは結構、レアなものだと思うんですよね。学校の机、椅子っていうのは結構欲しい方もいらっしゃると思うんで。できたらその日にちを決めて、募集していただいて、無償提供でもいいと思うんですけど、やっぱり全部処分するんじゃなくて、そういう観点でちょっとやっていただけないかなと思うんですけども、どうでしょうか。

○新田委員長 渡部教育企画課長。

○渡部教育企画課長 各学校の保管スペースにつきましては、各教室、後ろの方に棚なども、各学校が用意されていますので、そちらの方を各学校工夫しながら収納されているものと承知しております。それから、2点目におっしゃってくださった譲渡会ですけれども、今回大量に購入するということで各学校の机、椅子の搬入日がそれぞれ異なるということもございまして、譲渡会についてちょっとどのようにできるかできないかということを含めて検討させてください。以上です。

○新田委員長 その他ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○新田委員長 ないようでしたら、以上で議案第72号の審査を終わります。

次に、「議案第73号動産の買入れの契約について」の審査を行います。提案理由の説明を求めます。

宮脇教育部長。

○宮脇教育部長 それでは、「議案第73号動産の買入れの契約について」ご説明申し上げます。

本案は、市内小中学校学習机、椅子、エリア2の購入につきまして、3社による指名競争入札を実施し、仮契約を令和6年6月10日に2,524万5,000円で、インダムセン株式会社と締結いたしました。よって、三次市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、市議会の議決を求めようとするものでございます。2枚目にはエリア2の対象学校と数量を記載しておりますのでご確認ください。また、説明資料は先ほどと同様でございます。以上で説明を終わります。よろしくご審査の上、ご可決いただきますようお願い申し上げます。

○新田委員長 では質疑をお願いします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○新田委員長 ないようでしたら以上で、議案第 73 号の審査を終わります。教育部の皆さん、ありがとうございました。

(教育部教育企画課退室)

○新田委員長 ここでしばらく休憩したいと思います。再開は 11 時 45 分といたします。

午前 11 時 32 分 休憩

午前 11 時 45 分 再開

○新田委員長 休憩前に引き続き委員会を開きます。

それでは、委員会審査報告書に沿って、議案の討論、採決を行います。

これより、「議案第 58 号三次市税条例の一部を改正する条例(案)」について、討論を行います。討論願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第 58 号を採決いたします。本案を原案の通り決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認め、本案は原案の通り可決すべきものと決しました。

次に、「議案第 59 号三次市特別災害被害者に対する市税等減免の特別措置に関する条例の一部を改正する条例(案)」について、討論を行います。討論願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第 59 号を採決いたします。本案を原案の通り決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認め、本案は原案の通り可決すべきものと決しました。

次に、「議案第 60 号三次市特別養護老人ホーム設置及び管理条例の一部を改正する条例(案)」について討論を行います。討論願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第 60 号を採決いたします。本案を原案の通り決することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認め、本案は原案の通り可決すべきものと決しました。

次に、「議案第 61 号三次市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正す

る条例（案）」について討論を行います。討論願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第 61 号を採決いたします。本案を原案の通り決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認め、本案は原案の通り可決すべきものと決しました。

次に、「議案第 62 号三次市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）」について、討論を行います。討論願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第 62 号を採決いたします。本案を原案の通り決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認め、本案は原案の通り可決すべきものと決しました。

次に、「議案第 64 号三次市はらみちを美術館設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）」について討論を行います。討論願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第 64 号を採決いたします。本案を原案の通り決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認め、本案は原案の通り可決すべきものと決しました。

次に、「議案第 63 号三次市立学校設置条例の一部を改正する条例（案）」について討論を行います。討論願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第 63 号を採決いたします。本案を原案の通り決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認め、本案は原案の通り可決すべきものと決しました。

次に、「議案第 72 号動産の買入れの契約について」の討論を行います。討論願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第 72 号を採決いたします。本案を原案の通り決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認め、本案は原案の通り可決すべきものと決しました。

次に、「議案第 73 号動産の買入れの契約について」の討論を行います。討論願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第 73 号を採決いたします。本案を原案の通り決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認め、本案は原案の通り可決すべきものと決しました。以上で採決を終わります。

次に、委員長報告ですが、今回の議案の報告に付すべき意見があれば、お願いいたします。なお、ご意見は、議案審査に関係するものとしてください。

藤岡委員。

○藤岡委員 「議案第 60 号三次市特別養護老人ホーム設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）」についてなんですけれども、個室であったり多床室であったり 60 円、1 日あたりの費用負担が変わるところで、利用者またはそのご家族に対して、懇切丁寧な説明を求めると。あくまでも指定管理者の方が行うということであるんですけれども、担当部署としてもですね、指定管理者の方に対してその説明に対しては支援をしていただきたいというふうに思います。以上ですね、委員長報告のところに付すべき意見としていただきたいとして採用していただきたいというふうに思います。

○新田委員長 その他ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○新田委員長 それでは、お諮りいたします。ただいま委員からいただいた意見も含め、委員長報告の案文に作成につきましては、正副委員長にご一任いただけますでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○新田委員長 では、そのようにさせていただき後日、タブレットへ整理させていただきますので、よろしくをお願いいたします。

以上で本日の予定はすべて終了いたしました。これにて、教育民生常任委員会を閉会といたします。

委員の皆様、長時間ご苦労さまでした。

午前11時54分 終了

三次市議会委員会条例第28条第1項の規定により、ここに署名する。

令和 6 年 6 月 24 日

教育民生常任委員会

委員長 新田 真一